

## 平成 26 年度 第 3 回長野県食と農業農村振興審議会 議事録

日 時：平成 26 年 11 月 5 日（水）10 時 00 分～12 時 00 分

場 所：ホテル国際 21「芙蓉の間」

### 1 開 会

【農業政策課企画幹 伊藤】

皆様、おはようございます。ただ今から平成 26 年度長野県食と農業農村振興審議会を開会いたします。本日の進行を担当いたします農政部農業政策課企画幹伊藤洋人と申します。議事に入りますまで進行を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに本日の審議会の出席状況でございますが、審議会委員 15 名のうち、ただ今 11 名の御出席をいただいております。したがって委員の過半数に達しておりますので、長野県食と農業農村振興県民条例第 30 条第 2 項の規定によりまして、審議会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に、本日の審議会についての確認でございます。本審議会は公開となっております、議事録も公開いたしますので、審議内容を録音させていただきますことを御了承いただきたいと思います。また、本日の日程でございますが、予定しております事項につきまして 12 時を目途に御審議いただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは開会にあたりまして、長野県の中村農政部長からごあいさつを申し上げます。

### 2 あいさつ

【中村農政部長】

改めまして、おはようございます。農政部長の中村倫一でございます。今日は平成 26 年度の第 3 回の食と農業農村審議会を開催いたしましたところ、茂木会長をはじめ、委員の皆様方にはそれぞれ大変お忙しい中、御参席いただき誠にありがとうございます。

前回、第 2 回の審議会の後、長野県内の農業に関連する事象が発生しておりますのでいくつか御報告をさせていただきたいと思っております。

最初に御嶽山の噴火災害でございます。9 月 27 日、お昼頃でございましたけれども噴火いたしまして、戦後最悪の火山災害となった次第でございます。また、10 月には台風も接近しまして被害が出ているところでございます。御嶽山の災害でお亡くなりになりました方々のご冥福をここで改めてお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方に心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

この御嶽山噴火による農業への影響については、はくさいなどの野菜の一部にわずかな灰が降り、農家の皆さんが出荷するにあたり、灰を洗うという御苦勞をいただいたわけでございますけれども、品質的にはあまり影響がなく、県外の購買をされている皆様方から

も「これならいい」ということでお買い求めいただいております。また、多くの消費者の皆さんも「ぜひ、木曾地域のはくさいを買おう」ということで、お買い求めいただいているところがございます。特に心配いたしました風評被害も、農業面では起きなかったと認識しているところがございます。まだ火山の活動は続いておりますので、今後の活動を注視しながら、農業への影響がありませんよう、対応してまいりたいと考えております。

また、10月の台風、特に18号につきましては、上伊那、下伊那地域で500万円あまりの被害が発生し、農業改良普及センターを中心に技術指導などを行ったところがございます。

また、先月末に、国が10月15日現在の、本年産のお米の作柄を公表いたしました。全国の作況指数は101ということでございましたけれども、本県におきましては、穂が出た後の8月の日照不足などが影響し、北信地域を除く他の3地域で収量が減少いたしましたために、96という作況指数、「やや不良」となったところです。こうしたお米の生産状況の中ではございますけれども、お米の価格、米価につきましては、民間サイドは非常に高い在庫水準が続いておりまして、これに起因する形で価格が下落しております。水田農業経営の維持、そしてまた、食料の安定供給の観点からは大変憂慮すべき状況であると、県としても認識しているところがございます。

県といたしましては、当面の対応として県内のお米の集荷、販売業者の皆様方と連携し、緊急の消費拡大キャンペーンを展開しているところがございます。こうしたことその他、国に対しても経営安定のための対策が速やかに講じられますように要請するなど、稲作農家の皆様方の経営への影響が最小限となるように、今後も努めてまいりたいと考えております。

さらに10月26日、長い間皆様方にも御意見を賜ってまいりましたが、本県の情報発信拠点といたしまして「銀座 NAGANO」がオープンしたところがございます。農政部といたしましても、「おいしい信州ふード（風土）」をはじめとする本県産の農産物の発信拠点として、市町村、生産者団体、企業の皆様方と連携し、積極的な活用を図ってまいりたいと考えているところがございます。

少し長くなりましたが、本日は、本年度最後の審議会でございます。前回の見直し素案の審議を踏まえまして、事務局で取りまとめました見直し案を御説明申し上げ、その内容につきまして委員各位から最終的な御意見、また御提言を賜りたいと考えているところがございます。皆様方にはそれぞれの立場から、忌憚のない御発言を賜りますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

#### 【農業政策課企画幹 伊藤】

それではここで、配布資料の確認をお願いしたいと思います。資料は全部で7種類ございます。初めに「振興審議会次第」と書いてある資料が1つでございます。次が「資料1」と書いてある資料。その次が「資料2」と書いてあります本冊の溶け込み版。「資料3」ということで、各地区部会からいただいた御意見。「資料4」ということで改定案の補足説明

資料。「資料5」ということで「地域別の発展方向・改定案」。最後にカラーの「銀座 NAGANO」のパンフレットでございます。資料の不足等がございましたら担当がお伺いいたしますので、御確認をお願いしたいと思います。資料の方はよろしいでしょうか。

それでは、これより議事に入らせていただきます。議長につきましては条例第30条第1項の規定により「会長が議長を務める」と定められておりますので、茂木会長に議長に就任いただき、議事を進めていただきたいと思います。茂木会長よろしく願いいたします。

#### 【茂木会長】

おはようございます。本審議会の会長を務めます、茂木信太郎でございます。本日も皆様方、闊達な御意見をいただきまして議事を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

毎回、議事開始前に若干あいさつをとということでございますけれども、少し本審議会から離れるかもしれません。私事が絡んでいますが、前回の8月の審議会の時に、実は私が指導いたします大学の方から学生を大勢で傍聴させていただきました。いろいろと皆さんからケアをしていただいたり、御意見をいただいたりして大変ありがとうございました。学生の感想でございますけれども、1つは「信州に初めて来た」という学生も多く、この素晴らしい自然とといいますか、環境とといいますか、それからおいしいものをたっぷり食べて、皆、感激して帰りました。それと同時に、この環境を保全し将来に継承していくという重要な役割の関係、いろいろな方々が協力して守られているという状況を、審議会の議論を通じてしっかりと確認しました。

ただ黙って遊んでいけばいいのではなくて、それなりに自分たちも努力をしなくてはいけないし、また、日々そういう努力の積み重ねの上でこういう豊かな自然があるということ十二分に認識して帰ったようでございます。そういう意味ではさらにこの審議会を引き続き、そういう次世代にどういふ長野の農業、農村を残していったらいいか。これは長野県民だけではなくて、やはり日本国民全般に注目している中での1つの審議会の目指す方向だと認識しております。どうぞ皆様、これからも議論をよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

### 3 会議事項

#### (1) 第2期長野県食と農業農村振興計画の見直しについて

#### 【茂木会長】

それでは、議事に入りたいと思います。今日は雰囲気はいつもと違いますね。議論の角度もまた変わっていく気もいたしますが。会議事項として事務局の方で1～4が用意されております。私は事前に議事、並びに資料を確認いたしましたけれども、基本的には第2回までで委員の皆様から積み上げていただいた議論を、具体的に対象化したという形の内

容のものでございます。議論が出尽くしている、とは申し上げませんが、一応これまでの議論が踏まえられた形でそれぞれ資料が対象化されているというふうに認識しております。さらに追加的な議論をぜひお願いしたいと思ひまして、それを最終的な取りまとめとして、来年、議会の方に報告するという手順で進められていくということでございます。そういう意味では今般、皆様方から御提案いただいた問題提起、あるいはそれらに關係する付帯事項もしっかりと埋め込まれているかどうかということの確認と、それから「より深めていくにはどうしたらいいか」というようなことで、議論できればと思ひます。

では、早速会議事項の「(1)第2期長野県食と農業農村振興計画の見直しについて」、これは当然その後の(2)の改革案とセットでございますが、事務局の説明をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

#### 【農業政策課長 山本】

おはようございます。農業政策課長の山本でございます。資料の1と2の關係につきまして、私の方から説明させていただきます。

それでは、資料1、A3の大きな紙の方をご覧ください。「第2期食と農業農村振興計画の見直しについて」でございます。これまで2回の審議会におきまして、委員の皆様には計画の見直しにつきまして御検討をいただいていたところでございます。その内容を整理いたしましたので、御説明させていただきます。

まず、左上の計画の概要でございますが、第2期の計画につきましては、御承知のとおり、昨年4月から取り組みをスタートさせ、1年半経過したところでございます。その横の2の「計画見直しの背景」でございますけれども、(1)(2)に記載のとおり、本計画の策定後、昨年12月に、国におきまして「農林水産業・地域の活力創造プラン」を公表し、我が国の農政の展開方向といたしまして、記載の①～④の4本の柱が示され、国の農業、農村政策が大きく転換されることとなったわけでございます。今回の計画見直しにつきましては、この農政改革に基づく、新たな施策を最大限に活用しまして、振興計画の進捗を早めることを目的に、取り組みの評価や目標数値の上方修正を行うものでございます。

また、前回、8月の審議会以降の動きといたしまして(4)に記載がございますように、本年9月に国におきまして人口減少社会の対応として「まち・ひと・しごと創生本部」を設置いたしまして取組を推進していくという動きをしていることから、こうした動きとの整合を図るための見直しにつきまして今回追記をさせていただくものでございます。それにつきましては、後ほど御説明させていただきます。

それでは、3の見直しの内容でございます。左から「見直しの項目」、真ん中が「計画策定時以降の情勢の変化」、一番右が「達成指標の見直し」の順に記載してございます。

まず(1)の「担い手への農地利用集積」でございますけれども、新たに設置いたしました農地中間管理機構を積極的に活用して、担い手への農地の利用集積・集約化を加速するとともに、担い手への農地集積率の達成指標を上方修正ということで、一番右の欄でござ

いますが、具体的には平成 29 年度目標を 51%から 53%にするという方向で検討いただいてまいりました。これにつきましては、前回の審議会におきまして小山委員の方から「果樹地帯における農地の集積は難しい課題である」といった御意見もいただいておりますので、その点につきましては、後ほど、関係課長から補足説明をさせていただきます。

続きまして (2) の「水田農業の構造改革」です。国は平成 30 年を目途に米の需給調整方法を見直すとともに、経営所得安定対策につきましては一部の交付金の廃止、あるいは交付対象を限定する等の見直しを実施しているところでございます。県ではこれに対応するために一番右の欄でございますけれども、稲作経営体における経営規模の拡大や園芸作物等の導入による経営の多角化、さらに生産コストの低減技術の導入などの取り組みを推進しまして、所得の向上による経営安定を図るとともに、併せて先ほど部長の方からも紹介申し上げました、実需者ニーズの高い県オリジナル品種の水稻「風さやか」の普及面積の達成指標を上方修正し、具体的には 29 年度目標を 800 ヘクタールから 1,260 ヘクタールに修正するという方向で検討をいただいております。これにつきましては、前回の審議会におきまして武田委員から「本年産米の米の下落は、大規模農家ほど打撃が大きくて、こういったことに対する対策が必要である」との御意見をいただいておりますので、米価の動向等も踏まえまして、この点につきましては後ほど関係課長から補足説明をさせていただきます。

続きまして (3) の「多面的機能の維持・発揮」につきましては、国は農業・農村の多面的機能を維持するための取組を拡大するために、農業者の共同活動を支援する日本型直接支払制度をこの 4 月からスタートしたところでございます。本県におきましても、市町村との連携を図りながら、水路、農道等を地域ぐるみで維持・管理する共同活動をさらに拡大し、地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積の達成指標を上方修正するという事で、具体的には右の方でございます、29 年度目標を、25,000 ヘクタールを 50,000 ヘクタールにするという方向で検討いただいております。これにつきましては、委員の皆様から御了解をいただいているところでございます。

続きまして (4) の「農産物等の輸出促進」でございます。国では輸出戦略を策定して、農林水産物・食品の輸出額を平成 24 年の 4,500 億円から 32 年には 1 兆円にするという事で、オールジャパンの取り組みによって重点品目の積極的な輸出を推進するという事としております。本県におきましては県独自の輸出の取り組みに加え、このオールジャパンの輸出にも参加して、農産物等の輸出を大幅に拡大するという事で、達成指標といたしまして、右の方でございますが、輸出額を 4 倍とする目標、具体的には 29 年度の目標を 5 億円にするという事で、これも新たに指標として設定したいという事で、検討をいただいております。これにつきましても、概ねの御了解をいただいているところでございますけれども、取組内容につきましては、後ほど関係課長の方から少し詳しい説明をさせていただきます。

続きまして、(5) の「信州プレミアム牛肉の認定」でございます。25 年度の認定頭数が

当初の目標を大幅に上回る実績であったということでございまして、達成指標を上方修正し、具体的には29年度の目標を2,200頭から3,700頭に修正するというところでございまして、これにつきましては委員の皆様のお了解をいただいているものでございます。

それから(6)の「人口減少社会への対応」でございまして、先ほど御説明申し上げましたけれども、前回の審議会以降の国の動きに対応するために、今回、新たに計画への追記を提案させていただきたくてございまして、国、県等の動きにつきましては、ページをめくっていただいて資料1-2を御覧いただきたいと思っております。「人口減少社会の対応について」ということでございまして、1の国の動きです。国は本年6月に閣議決定をいたしました「経済財政運営と改革の基本方針」、いわゆる骨太の方針の中で「地域の活力維持、少子化と人口減少を克服するための司令塔となる本部を設置すること」といたしまして、9月に安倍総理を本部長とする「まち・ひと・しごと創生本部」を設置したところでございます。この本部が公表した基本方針では、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するために、1つ目として「若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現」、2つ目として「東京一極集中の歯止め」、3つ目として「地域の特性に即した地域課題の解決」、この3つの視点で対策を検討し、年内にも国と地方の取組の指針となる「長期ビジョン」と「総合戦略」を決定することといたしまして、今国会に関連法案を提出しているところでございます。

一方、県の動きですけれども、2にございまして、長野県人口定着・確かな暮らし実現会議を9月19日に設置し、検討を始めているところです。この会議では人口定着を図り、確かな暮らしを実現するために「人口減少の抑制」と「人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化」の取組を全県挙げて推進することを目的としまして、(3)に記載の市長会、町村会、経済・労働団体、県的な団体で構成いたしまして、(2)の図に記載のように①として結婚、子育て支援等を進めるための「ストップ少子化戦略」、②として若者や中高年の移住、交流人口の拡大などを進める「社会増戦略」、③として土地利用、医療、介護、産業構造などの「確かな暮らし実現戦略」、この3つのテーマで検討を開始し、来年度中に人口減少期の長野県の方向性を示す、「人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」を策定いたしまして、全県を挙げて取組を行っていくこととしております。

以上のことから、今後の農業農村振興計画の推進にあたりましては、これから策定される総合戦略に基づき、これから打ち出されてくる新たな施策等の整合を図りながら、農業農村の維持発展に向けて一体的な推進を図ってまいりたいということでございまして、この旨を今回計画の方に追記させていただきたいということでございまして、以上がこれまでの経過と、見直しの概要でございまして。

続きまして、資料2をお願いいたします。改訂案でございまして、この資料につきましては、これまでの就任いただいている委員の皆様にお見直しいただきました見直しの内容を、現在の第2期振興計画の中に反映させ、改訂版ということでまとめてございまして、お開きいただきまして、1ページです。先ほど御説明いたしました今回の計画の改定の考え方が

記載してございます。2ページをお願いいたします。2ページには計画策定時以降の情勢変化を記載してございます。3ページ以降につきましては、今回、改訂の箇所がある項目だけを掲載いたしておりまして、見直しの箇所にはアンダーラインを引いてございます。そういうことで、3ページ以降に見直しの内容が個々具体的に記載してございますので、後ほど、それについては御確認いただければと思います。

少し飛びますけれども、14ページをお願いいたします。14ページは、先ほど説明いたしました人口減少社会への対応の追記の部分でございます。上段の現状認識のアンダーラインの部分には、人口減少社会の到来により、さらなる将来人口の減少が見込まれる旨を追記しまして、下段の方の、今後の方向性の最後の部分に、人口減少社会を見据えた対応が必要であるという面、それから県の実現会議において27年度に策定する総合戦略に沿って、活力ある農村の創造に向け施策を実施していくという旨を追記させていただいているものでございます。

続きまして、18～19ページをお願いいたします。達成指標一覧表を掲載してございます。今回、計画を修正する部分については網掛けをしております。3番、7番、15番、28番の4つの指標につきましては、指標を上方修正するという事。それから、23番の輸出の関係につきましては、新たに指標を設定するものでございます。私からの説明は以上でございます、よろしくお願ひ申し上げます。

## (2) 第2期長野県食と農業農村振興計画の改定案について

### 【農業政策課企画幹 伊藤】

続きまして、前回、見直し素案を御検討いただきました後、県内10の地区部会におきまして素案について御意見をいただいているところです。この意見につきまして、お手元の資料3に基づき、御説明させていただきたいと思ひます。

10の地区部会で10月以降、それぞれの会合を開催し、頂戴した意見の詳細につきまして、3ページ以降に記載してございますが、主な意見を1～2ページに抜粋してございます。(1)の担い手の農地集積の促進につきましては、1番にありますように担い手の農地集積は効率化の面からもぜひ進めてほしい、という前向きな意見。また制度内容の周知ですとか、あるいは集積しにくい農地の対応についてもしっかりとやってもらいたい、というもの。中山間地域等については中山間地域向けの経営モデルを作ったり、受け皿の育成も必要。基盤整備、あるいは条件整備というものも併せてやってほしい。農振地域以外の農地の対応についても必要。畜産農家が離農すると飼料畑など大きな面積が空いてしまうので、こういった利用もしっかりやっていく必要がある。果樹の園地継承については後継者の確保が重要。急激に高齢化する中で守るべき園地、転換すべき園地を仕分けすることも必要ではないかといった御意見をいただいております。

(2)の米の振興につきましては、米価が急激に下がっていることでダメージを受けるの

は大規模な農家、あるいは集落営農であるということで、米プラスアルファの品目を中心に所得向上対策のモデルを作って、しっかり対応すべきという意見。野菜等の作物の振興に、より力を入れるべき。営農コストの低減についても取り組みが必要。飼料米の拡大ということについても、今後地域をきちんと分けながら進めていくべき。

2ページにいきまして、「風さやか」の関係になってまいりますけれども、米でも県で育種された知名度の高い米がほしいという意見。「風さやか」の推進にあたっては、農家手取りが多くなるように考えること。あるいは品種特性を分かりやすく伝えていかないと農家はなかなか品種転換を進めていってもらえない、というような御意見。新潟のコシヒカリが低価格で流通しているという実態の中で、安い価格で販売できるというポイントについては十分注意していく必要があるといった御意見。また、まとまった量がないと「風さやか」を外に出していくことはできないので、そういった対応も考えるべき、といった御意見もいただいております。

(3) の地域ぐるみで取り組む農地・水・環境保全活動の推進につきましては、日本型直払を大いに活用していくことが必要。PRをしっかりと、使い勝手のいい交付金にしてもらいたい。多面的機能の関係については、畑作の取り組みが遅れているので、制度をしっかりと周知して進めてほしい。また、遊休農地が多い中で多面的機能ということは今まで要望してきたことで非常にありがたい。ただ、組織作りというのが大変な部分があるので、制度の弾力的な運用を考えてほしい、というような御意見をいただいております。

(4) の農産物等の輸出促進につきましては、輸出の目標量につきましては、あまり高くない方がいいという御意見。あるいは、今の目標は少ないのではないかとというような御意見もございました。また、拡大していくという中では為替の問題ですとか、いろいろとリスクが高まっていきますので、セーフティネットをしっかりと考えてもらいたいという御意見。それから、現地の消費拡大、あるいは二国間の問題等いろいろな現地の法人等と連携して、環境整備をしっかりとしていくことが必要である。このような意見も頂戴しておりますので、御紹介申し上げます。

これらの意見につきまして各課で検討いたしまして、現行施策での対応、あるいは御意見等の内容につきまして今回の見直しの中に反映していく必要があるかという検討を行った結果が、今回の見直し案になっているというところでございます。説明は以上でございます。

**【農村振興課長 上杉】**

農村振興課長の上杉壽和でございます。それでは、御説明申し上げます。資料2、改訂案の3ページをお願いいたします。

私の方から御説明します項目は「高い技術と経営力を持つ企業的農業経営体の育成」のうち、農地の利用集積による規模拡大の促進で、達成指標の一番下の「担い手への農地利用集積率」を53%に上方修正するものでございます。

4ページをお願いいたします。黒丸の2つ目でございます。農地の利用集積に関しまし



では先ほど山本課長から説明がありましたように、前回の審議会におきまして果樹地帯における集積の難しさなどに関して貴重な御意見を頂戴したことから、今回、記述を追加する等、見直しを行いました。

その内容でございますが、人・農地プランの一層の充実とともに、地域で利用の集積・集約化の合意形成がなされました農地につきましては、農地中間管理事業の農地の出し手にインセンティブとなる機構集積金を活用し、下の図のように分散作圃の解消など積極的な利用集積、集約化を進め、特に地域全体がまとまった形で利用集積を行う場合に交付される地域集積協力金の優遇単価交付期間に集中的に取り組む行ってまいりたいと考えております。御意見をいただきました果樹地帯でございますが、省力栽培の導入によるコスト削減や販路の拡大など、生産対策と販売施策を総合的に進めてまいります。併せて農地中間管理機構の一時管理機能等を有効活用し、優良な農地を維持しながら、新規就農者や規模拡大を目指す担い手に円滑に園地継承や利用集積を図っていただけるよう支援してまいります。

続きまして別添の資料4、改定案の補足説明資料をお開きいただきたいと思います。1ページの園芸地帯の集積目標の考え方について御説明いたします。まず、県の目標設定の考え方ですが、1の(1)を御覧ください。県では国の農業地域類型別基準指標を参考に、県内77市町村の農業実態を勘案して、都市近郊地帯、水田地帯、園芸地帯、山間農村地帯の4地帯に区分しており、それに基づき、それぞれ地帯別の現状の集積率を整理いたしました。基準年であります平成22年の集積率は表のとおりで、水田地帯が53%と最も高く、次いで園芸地帯、逆に都市近郊と山間農村地帯は低くなっており、現在、全体では39%となっております。

これを基にして(2)に記載のように振興計画期間内に集積を目指す14,000ヘクタールにつきまして、地帯ごとに集積が進展する可能性等を検討し、各地帯の目標集積率を設定いたしました。具体的には規模拡大によるコスト低減等の集積効果の高い、平坦水田地域では53%を67%に、園芸地帯では野菜地帯において規模拡大志向の高い担い手への集積を促進するほか、果樹地帯におきましては樹園地継承等に積極的に取り組み、41%を54%に、また、集積・集約化の難易度が高い中山間地域では集落営農等の育成により19%を25%を目標とし、集積に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2の園芸地帯の目標設定について、少し細かく御説明いたします。上の表にございます園芸地帯に区分される28の市町村を、野菜主体の17市町村と果樹主体の11市町村に分け、それぞれ現在の集積率を基に今後の集積・集約化の可能性を十分考慮し、目標集積率を設定いたしました。果樹主体の市町村におきましては中野市など、もともと担い手の方も多く集積率が高い所もございますが、総じて現状の集積率は2～3割となっておりますので、目標年までに県全体で4割程度まで引き上げてまいりたいと考えております。一方で、野菜主体の市町村では、やはり高原野菜で有名な川上村などのように集積が進んでいる市町村もございますが、現状、3～4割の集積ですので、こちらは県全体で6割程度まで向上させてまいります。

このような目標設定によりまして、園芸地帯全体としましては54パーセントの集積を目指してまいります。いずれにおきましても農地中間管理事業や、それに関連する支援事業を十分に活用し、農業者の皆様はもちろん、それぞれの地域が利益を享受しながら集積・集約化が進展するよう努めてまいります。農地利用・集積による利用拡大の促進についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### 【園芸畜産課長 本井】

園芸畜産課長の本井治でございます。資料4-2を御覧いただきたいと思います。果樹農業の円滑な継承についてということで、前回の審議会での説明におきまして現行の進行計画における位置づけの説明がやや不足しておりますので、改めて説明させていただきたいと思います。

まず、基本的な方向でございますが、次の項目にあります5年後の姿を目指して省力的な栽培方法の導入、新たな栽培方法の検討とともに担い手への集積、継承の仕組みづくりを進めることとしております。展開する施策といたしましては、収益性が高く省力的な果樹栽培の推進について、りんご新しい化栽培やぶどう平行整枝短梢せん定栽培の導入などを進めていくこととしておりまして、昨年、25年度におきましては、果樹経営支援事業によりまして改植や省力栽培技術の導入の支援、また、新しい化栽培に対応した専用の苗木の生産に関わる研修会などを開催したところでございます。今後は輸出やカットフルーツなど、新たなニーズに向けた栽培についても検討してまいりたいと考えております。

また、果樹経営基盤の安定につきましては、樹園地を担い手に引き継ぐまでの間、一時的に管理する組織の育成などに取り組むこととしておりまして、25年度におきましては樹園地の継承体制構築のための事業や、研修会の開催、6次産業化の支援などを実施してまいりました。今後は農地中間管理機構と連携いたしまして、円滑な園地継承の一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、資料4-3「樹園地継承の取組事例」を御覧いただきたいと思います。県内で成果を上げつつある事例を2つ、簡単に御紹介させていただきます。上段の1つ目、有限会社信州うえだファームの取組でございます。1の経過にありますとおり、この法人は平成12年にJA信州うえだの出資法人として設立されました。23年に県の事業により実施しました高齢果樹農家を対象とした意向調査の結果を踏まえ、園地継承の仕組みをつくり、24年度からこの事業を実施しております。その仕組みにつきましては2のとおりでありまして、法人が一時的に管理してから引き継ぐリリース方式と、改植などを行い7年間程度継承者にリースした後に引き継ぐリース方式があり、その流れは下の図のとおりであります。3の取組実績にありますとおり、これまで一時管理が7.2ヘクタール、そのうち継承面積が2ヘクタールという実績になっております。

2つ目の事例につきましては、JAながのの取組でございます。1の取組の経過にありますように、こちら平成19年度に実施いたしましたアンケート調査の結果を踏まえ、裁

培を中止した樹園地などをJAが借り入れ、新しい化栽培などの省力技術やオリジナル品種を導入した園地に更新整備をした後に、地域の担い手に引き継ぐ取組を行っております。その取り組みは2のとおり、リース方式でありまして、3の実績にあるとおり、20～25年度の累計で3.8ヘクタール、今年度、26年度の見込みを含め、合わせて4.9ヘクタールということになります。簡単ですが、説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

**【農業技術課長 北原】**

農業技術課長の北原富裕でございます。私の方からは土地利用型作物の改訂部分で御説明させていただきます。

初めに資料4-4、補足説明資料の部分を御覧いただきたいと思っております。「米をめぐる状況と第2期食と農業農村振興計画における対応」という題で記載させていただいております。平成26年産米の状況でございますが、8月の審議会の席上で武田委員さんからも大変心配であるとの御発言があったわけでございます。8月の状況ということで記載してございますけれども、その当時、主食用米の在庫量、全国の民間在庫量が6月末で222万トンの2年連続高水準の在庫量であったということがございます。実はこれは8月に35万トン、米穀機構の買入れによります主食用米からの隔離を除いた数字でございます。当初では257万トンという非常に大きな民間在庫があったという状況でございます。さらには民間の調査等の中で26年産米の作柄が、早場米を中心にして良好であるというような情報、そういう中で生産数量目標がオーバーするのではないかというような懸念がございました。その中で、全農の各県本部ですとか経済連さんが集荷の段階で農家に支払います概算金が2千～3千円くらい低下していたということ、さらには早場米が安売りがされていたということの中で、ここにありますように米価のベースラインが下がる懸念というのが非常に大きかったわけでございます。

(2)の10月の状況ということでございますけれども、10月15日現在の農水省の作況指数は全国では101ということでございますが、農水省の見方といたしましては、今年は非常に作柄の中で細い米が多いという状況がデータからも出ているという中で、一般に主食用として流通する、民間の方々から売られるお米というのは1.85のふるい目であって、その間のふるい下米がかなり出るのではないかと、主食用の供給は当初の見込みよりも減少する傾向にあるというような見方がされています。さらにこういう過剰指標の中で、全農が「27年産については飼料用米を60万トンの目標にして生産拡大をする」という方針を出しております。そういう中で、少し米価が落ち着くのではないかとというような観測もされているわけです。

一方、依然として小売業者の低価格指向というものは続いておりますし、そういう中で26年産米の契約進捗、前年比8割程度にとどまっているという状況もあるというのが10月の現状でございます。

総論といたしましては、全国的には依然として在庫水準は高いものの、一時の大暴落の

懸念からはやや落ち着きになっているのではないかという見方ではないかと私どもは判断しております。ただ、なかなか米の状況が厳しいという中で、私ども長野県における対応ということで記載させていただいておりますし、先ほど部長のあいさつにもありましたけれども 10 月 24 日に知事が記者会見をいたしまして、ここに記載の「長野県産米消費拡大緊急対策事業」、通称「信州のお米！食べてしあわせキャンペーン」をスタートさせていただきました。ここに飾ってございます3つのパネルの「結ぶしあわせ」「よそうしあわせ」「食べるしあわせ」ということで、信州のお米を食べて幸せになっていただきたいという思いも込め、知事のメッセージも付けながら、ポスターを制作し、私たち県、それから生産者団体、JAグループ、さらには米農家の皆さんが連携して統一的な対応、それからPR活動をしていきたいと考えております。10月25、26日にはマスコミ、新聞広告も出させていただきましたし、長野駅前でのキックオフキャンペーンもさせていただいたところでございます。併せて「風さやか」につきましても統一的なロゴマーク、御覧のようなポスターでございますが、県で作らせていただき、これを活用しながら生産拡大の中で、消費拡大の販売戦略にも活用していきたいと考えているところでございます。

今後、様々な取り組みを予定しておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。また、国へも水田農業経営の安定を図るための施策の充実、具体的には米、畑作物の収入減少影響緩和対策、通称ナラシ対策と言われておりますけれども、これにつきましてもの早期支払い等の要請ですとか、それから緊急的な事業拡大対策、さらには産地交付金等の拡大によります恒久的な対策、こういうものも要請する検討を行っているところでございます。

このような取組をさせていただく中で、平成30年に向けての課題と対応でございますけれども、全体のトレンドといたしましては主食用米の消費量が年間8万トンずつ減少するという見方もされております。そういう中での米価のトレンドは低下傾向にあり、米の需給状況としては依然として厳しさを増しているであろう、という認識が1つございます。

それから2つ目の認識といたしましては、国は生産者、集荷業者、団体を中心に需要に応じた生産を行う体制を整備して、行政による生産数量目標の配分はやめたいとしております。これが30年産からの米の状況になります。県といたしましては、このような状況の中で一律にやることによる現場での混乱、また米価の暴落というものが生じないように、国に対して適切な対応をしていくようにという要請は引き続き行っていきたいと考えているところです。

このような課題を踏まえる中で、私どもは改訂の核といたしまして資料2の6ページにお示ししてございますが、8月26日の前回の審議会にお出しした中でございますが、一つ目は①でございますように業務用野菜等の園芸作物の導入ですとか、飼料用米、地域振興作物の導入によります、主食用米のみに依存しない経営への転換。それから2つ目としては「風さやか」の生産拡大など需要に応じた、また需要をつくり出す米の生産の拡大。さらにはICTを活用した効率的な作業体系ですとか、経営体の規模拡大による生産コストの

削減。こういう中で稲作経営体の所得の確保と経営の安定を進めていきたいという考え方でございます。

また一方、本県の稲作構造ですけれども、県下では稲作栽培者の85%が50アール未満の耕作者の方です。作付面積の4割近くを占めているということで、こういう中山間地域の稲作につきましても、資料6ページにございますように集落営農の推進、また付加価値の高い米作り、園芸作物への転換、こういうものを進めるとともに、中山間地域直接支払ですとか、多面的機能支払というような取り組みも進めまして、地域での水田の維持活動を支援していきたいと考えているところでございます。説明は以上でございます。

**【農産物マーケティング室長 中島】**

続きまして、輸出拡大の取組について説明させていただきたいと思います。農産物マーケティング室長の中島でございます。

資料2の改訂案の10ページを御覧いただきたいと思います。農産物の輸出額を現状の4倍の5億円にする施策につきましては、その10ページの下段と、次ページにかけて記載してございます。この記載の施策を展開していきたいと考えておりますけれども、少し補足説明をさせていただきたいと思います。

基本的には、本年2月に設立されました輸出に意欲的な事業者などで構成いたします長野県農産物等輸出事業者協議会に対する支援を強化いたしまして、台湾、シンガポール、香港、タイ、ここを重点国に定めて継続的な商業ベースの輸出を拡大していきたいと考えております。この場合、農産物ですとか6次産品につきまして現地ニーズに合わせた生産に取り組むこと、それから、これまで富裕層向けということで輸出をしていたのですけれども、それに加えて中間所得層にも販路を拡大すること、それから輸出対象国を拡大していくことに取り組んでいきたいと思っております。

10ページの丸の3つ目に書いてあります「輸出のノウハウを向上させる」ということですけれども、輸出のノウハウの向上による販路開拓につきましては、本年度シンガポールで現地コンサルタントを活用いたしまして有能なバイヤーを発掘して、そのコンサルタントのアテンドによって農業者が現地に実際に出向いて商談会を行いました。その結果、新たな販路が開拓できたということもございますので、こうした手法を充実させていきたいと考えております。また、輸出事業者の拡大も図らなければいけないということで、りんごの省力化栽培の実証に取り組むほか、輸出対象国を拡大するというでハラル認証ですとかGLOBAL G. A. Pの取組の取得に向けたセミナーなどを開催していきたいと思っております。

こうした取組によりまして本県の主要品目であるりんご、さらには米、それから6次産品を中心に輸出を促進しまして、目標の5億円を実現していきたいと考えております。説明は以上です。よろしく願いいたします。

**【茂木会長】**

事務局からの説明は以上ですか。はい、ありがとうございます。非常に多岐にわたる御説明を一気にやっしまいましたので、少し整理が必要かもしれませんけれども。私が確認いたしますところ、第2期振興計画、1つはその間の実績を踏まえて数値目標等についてはあまり例のないことかもしれませんけれども、ほぼ全面上方修正という形での事務局からの提案、これは第2回目のこの会議でもあったのですけれども、それを具体的に形にさせていただいたと。

それから、第2点目といたしましては前回8月に委員の先生方から御指摘いただいた各項目について、より具体的、あるいは詳細な形で追加的に案の中に埋め込んでいただいた、と。こんなことかと思えます。

あとは第3点目といたしまして、第2回の前回の議論というのは、あまり深堀りできなかった、少子高齢化のあたり、特に農村への影響ということについて、これは新しく、と言っはなんですけれども、この第2回の振興計画の中にもかなり問題意識として埋め込まれている内容ではございますけれども、それをより具体的に県全体の取り組みという形の中で連動して進めていきたいという御提議の内容かと認識いたしました。

これまで、先生方にいろいろと御発言いただいておりますけれども、今回の改訂案がこういう形でよろしいかどうか、あるいはさらに議論すべき点があるかどうか、どなたからでも結構でございますけれども、何か御質問、御意見をいただければと思います。

前回は、春日委員に、直接御見解を伺う機会を逸しておりましたので、もしよろしければ今改訂案を含めて、振興計画全体についても結構でございますが、御意見を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

#### 【春日委員】

基本的な中身は、私どもも見させていただいたりしておりますので、十分、県と一緒にやっていくつもりではあるわけですが、ちょっと確認したいことはこの資料2の4ページの「利用集積の規模拡大の促進」という所で、「果樹地帯での省力栽培の導入」というのはいいのですが、「販路の拡大」と書いてあるのです。その部分についてこの資料、別冊の4の方でも触れてないみたいなのですが、どんなことをお考えなのかお聞かせ願いたいというのが1点。

それから、米の問題も非常に私どもも今、苦慮しているところで、4-4に振興計画に対応ということで出ているわけですが、奨励品種であります「風さやか」もいいのですが、やはり少し需要に見合った格好ということになった時に、この間テレビを見て思ったのですが、お酒の輸出が非常に好調だという話があるのですが、酒米の生産がついていかない。山田錦なり、今の酒米自体の生産の技術が非常に難しいものですから農家はそれに手が出ないというのが現状だ、と。それで、他県では新しい品種を開発しているというニュースがあつて、兵庫県ではそういうふうに行っているという話を聞いております。私も長野県としてそういう部分の新しい品種改良なり需要、国も輸出を増やそうとい

う中で、長野県では非常に、宮坂酒造さんがいて恐縮ですけれども、いろんな酒屋さんがいて需要が多いわけですので、ここらへんのところをやはりもう少し入れた方がいいのではないかという気がしました。

それから、樹園地の継承の取組事例で、信州うえだファームとJAながのの組み合わせの話がございました。担い手対策としては、私どもJAグループも新規就農者支援基金というのを1億円ほど用意して、新しく担い手になる皆さんに対して、こういう法人化した組織で要は就職をしていただき、そこに対して支援をしながら勉強してもらい、担い手になっていただくという制度をつくっております。県もやはりそこらへんを一緒に支援していただくとありがたいかなという考え方もありまして。国の制度があるわけですけれども、国の制度で補えない部分をJAグループとしてもやっているというところでもありますし、農業振興基金というようなところで1億5千万円のものも作ってやっているのですけれども、なかなか基金を作って、またそれを使いきってもらう、というようなところが非常に財政的にも非常に難しいところがあるということなので、御検討いただければありがたいかなというようにちょっと感じましたので、御回答いただける部分があればお聞かせ願いたいと思います。

#### 【茂木会長】

はい、ありがとうございます。3点、御指摘いただいたかと思えます。

1つは果樹の販路対策についてですね、どうにかしたいということ。これはちょっと確認いたします。

それから、お米については特に酒米対応について、新品種があるかというような御指摘かと思えます。

3点目は果樹の継承について、基金の活用等と、より具体的な県との連携みたいなことはあるのか。こういうような内容だったと思えますけれども、よろしいでしょうか。では、お願いします。

#### 【園芸畜産課長 本井】

1点目の果樹の販路拡大の点につきまして説明を加えさせていただきます。果樹の販路拡大につきましては、今検討しているものとしたしましては、先ほど説明のありました輸出の関係が1つあります。省力、葉とらずりんごなど省力化しながら輸出の販路拡大が図れないかということが1つであります。もう1つはカットフルーツなど加工メーカーと連携する中で、これも省力を図りながら販路の拡大ができないかどうか、これから検討してまいりたいと考えているところでございます。

#### 【農業技術課長 北原】

酒米のお話でございます。長野県の試験場では、美山錦から始まりまして、ひとごち

等、実需の酒造メーカーさんに使っていただいている酒米を開発してきております。現在、美山錦の品質的なブレが多少出てきているということの中で、県の試験場は有効な系統として2つほど提案させていただいております。その品種につきましては実際に酒造メーカーさんと試験場、これは工業試験場も一緒になりまして、「酒米研究会」という研究会を組織していただき、実際に一定規模の栽培をし、そこから採れたお米でそれぞれの酒造メーカーさんが醸造支援までしていただいて、適性を見ているという状況でございます。

2つの品種につきましては、それぞれ特徴がございますけれども、非常に酒造メーカーさんから評価が高い品種となっておりますので、私どもとしては美山錦に替わる品種としてこれから進めていきたいということで。いずれにしましてもお酒という嗜好品の中で、メーカーさんの作りやすさ、それから特徴の出せるもの、さらには消費者に好んでいただける、そういう品種を早期に開発していきたいと思っております。

#### 【農村振興課長 上杉】

J Aグループの研修制度、インターン制度というものをやっています。これに関しまして、それぞれJ A上伊那とか、塩尻市もブドウの関係で始めるというような話を聞いております。これに対しまして、担い手育成基金等からこの研修制度の体制整備に対する助成を行っております。また、そこで研修する皆さんに対する住居貸与、また就農のための農地の賃料に対する助成等の支援を現在行っております。県といたしましてもJ Aの制度は非常にいい制度だと思っておりますので、ぜひとも全J Aでできたらということでお願いしたいと思います。

#### 【茂木会長】

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか？

#### 【春日委員】

今の話は私どもも自助努力でやっている話でありますけれども、県も一緒になってやれるような予算的な措置も、できればやっていただきたいというのが1点です。

あと、輸出の関係について販路ということでお考えをお聞きしましたが、私どもはずっとJ Aグループも輸出果樹の関係については過去にやってきているわけですが、なかなか農家所得に上がっていかない部分がある。というのは、中間の商社が取ってしまうということです。最終、100円で買い取ってもらうんですけど、輸出先では200円になるということなんでしょう。ですが、その100円もほとんど中間で取られてしまう。生産者は国内に売っても100円、輸出に向けても100円というのでは、やはりそのところがうまくいかないところだろうな、と。その仕掛けを何とか「150円でいくから輸出にいきましょう」といえるような施策にしないと、なかなか出てこないということかと思っております。そこらへんをやはり検討していくことが重要なポイントなのではないかと思っておりますので、



その点もちょっと何とか検討に入れていただけるようになるといいかと思えます。

#### 【茂木会長】

はい。ありがとうございます。JAのいろいろな取組については、先ほどの事務局からの御説明ですと、何かしらいろいろな諸制度の中で工夫する余地がありそうだというような内容だったかと思えますので、ぜひ進めていただきたいと思えます。

あと、酒米の話が出ましたので、宮坂委員に一言コメントと申しますか、御意見をいただけますでしょうか。

#### 【宮坂委員】

今、話がありましたけれども、まさしく私もそれを回って来たら言おうかと思っていたところでございます。

去年に引き続き、去年は本当に足りなくて、お願いに何度も主人、社長も杜氏たちも伺ったかと思えます。今年も、先ほどのお話にありましたように米もちょっと不足というか小さく小粒で、苦勞してお酒をつくっているところでございます。

22日の新酒に向けて一生懸命やっているわけですがけれども、確かに春日委員がおっしゃるように、過剰になってしまって暴落するよりも、やはり付加価値のあるものをつくっていただく方向で力をいれたいことが酒米であり、それから味噌もそうです。今、大豆が大変困っております。私ども、味噌の部門もありまして、味噌業界の方たちとも大変親しくさせていただいている中で、ほとんどの割合で海外のもの、それから中国のものだったりするわけです。ただし、中国のものはやはり信じられないというようなことで、なるべく中国産は使いたくない。最近ではウクライナの大豆がちょっと話題になっておりますけれども、味噌業界のものは皆、中国は不安で、そうすると、ウクライナでどうするか、ロシア人は働かないので中国人を連れて行って、というような話もあるぐらいに、実は皆さんが口にしている味噌汁の大豆は海外のものです。

ですから、酒米もそうですし、これだけ今、日本食が、11月24日が和食の日というふうにされましたけれども、それだけ世界的に和食というものがこれだけ、海外から認められている中で、実は私どもが食べている朝、昼、晩の食事の内容、多分、皆さんが挙げてみていただくと、県内産のもの、いわゆる地産地消のものはごくわずかではないかと思えます。このあたりをやはりもう1回足元を見直して、確におっしゃっていることはよく分かりますし、パーセントを伸ばしていくというのはもちろん目標はとても必要だと思うのですが、では、どうやってその目標を果たすのか。逆にわれわれが食べている食事全て、「長野県のものしか食べません」みたいな、それぐらいのことをやっていかなくてはいけないのではないかと思えます。

それから、ついこの間も、申し上げたんですけど、やはり観光です。もちろん輸出したり、県外に出すというのも大切ですがけれども、それプラス、例えばシンガポールの人たち

が長野県に来た時に、我々はどういう受け入れを今できるのか、していかななくてはいけないのかということがすごくあると思います。私どもはお酒を海外に輸出しておりますけれども、輸出だけではなく、海外のものも、いいものは取り入れていって、そしてさらに来ていただいて、今日も午後、スペインからお客様が来るのですけれども、その受け入れをきちんとする。それから、10月から消費税の免税ということが海外の方から来る方たちはありますので、そのあたりの手続きなんかを、なかなか、ちょっとこれは農政では難しいかもしれませんが、ただ、やはり海外からの皆さんは食べます。それから買い物します。6次産業的な物を買います。そういう時の免税のやり方をもう少し、多分、各所でりんごを買われたり、お味噌を買ったり、これからしてくると思うのです。その時の手続きの仕方の、もう少し明確化と言いますか、我々流通に関わる者にとりまして、どうやって行っていくのが良いのかということ、例えば中国語、英語、フランス語、スペイン語みたいなもので指導していただくようなことは大切なのではないかと思います。

長くなりますが、もう一つは、そういうことが起きるといことは、教育ということになると思います。帰って来ないというよりも、われわれの子どもは大学に出てしまって、息子は家を継いでくれますけど、息子の友達を見回してみますと、何人諏訪にいるか、何人長野県に住んでいるか。本当に5パーセントいるか、いないか。これでは人口減少を止めることができないと思います。優秀な方を長野県の中で、そういう例えば免税のことだったり、海外のことを受け入れるにあたって優秀な学生たち、優秀な大人がもっと長野県にいないといけないと思います。それはやはり、教育、学校の問題ではないかと思えます。

#### 【茂木会長】

多方面からいろいろと御指摘をいただきましたけれども、先ほど、確認し忘れました、果樹の輸出です。これは国内販売よりも輸出の方にインセンティブが働くような、そういうことの仕掛けの見込みはできないか、というようなことでありますので、このへんも工夫をして。もうありますか？今後の課題ということによろしいですか？どうぞ。

#### 【マーケティング室長 中島】

果樹の販路の1つとして、輸出がこれから1つの販路になってくるということだと思います。国内向けの相当良いものを輸出していくというのが従前の方法で、それにおいて必ずしも農家の収入につながっていかなかったという反省がございます。今後は、やはり輸出向けの作り方で、向こうが求める品質、価格に対応したものを作っていかなくちゃいけないという考え方がございまして、それがさっき申しましたように、いわゆる従前の手をかけて一般用に作るというものと合わせて、もう少し省力化できないものかということ今年も実際に取り組んでおります。そういった品質のものが向こうでどのぐらい受け入れられるのかということも、テストマーケティング、テスト輸出をこれからしようと思っていま

す。そういったことに取り組みながら、どうやって農家の所得に結び付けていくか検討していきたいと思っています。

**【茂木会長】**

それから、大豆の話が具体的な品目として指摘されましたけれども、こちらの方はいかがでしょうか。現状、県内。

**【農業技術課長 北原】**

大豆のお話でございますけれども、国産大豆の要望が、今、宮坂委員さんからお話ししたような背景の中で非常に強くなっているということは十分承知しております。その中で、例えば豆腐ですとか煮豆、納豆、そういうものに合った品種を試験場では開発して、農家の方々にも作付けを拡大していただいているところでございますけれども、一方で過去の味噌、醤油も含めて、大豆の利用形態の中で、いわゆる農家の収入としての、所得の面で見ますと、なかなか買入れ価格とのギャップが大きい中で、それぞれのメーカーさんの御判断の中で国産を使うのか、輸入を使うのかということが分かれてきて現在に至っている、と私どもは認識しております。このため、国産を使っただけとすれば、それに見合う買入れ価格なり販売の手法、販売価格というものが当然、必要になってくるかと思しますので、そういう中ではなかなか1、2年の短いスパンの中で国産と輸入との比率をすぐに変えるというのは、消費される需要の立場、それから生産する農業者の立場の中では、やはり今しばらく検討が必要かと考えております。ただ、長い将来、長い目で見れば、やはり私ども生産現場としては、大豆を作って生計が成り立つような経営の中で、国産の大豆を日本の国民が和食という中でしっかりと使っていただきたいというふうには進めていきたいと考えております。

**【茂木会長】**

よろしいでしょうか。宮坂委員からは農業農村振興計画の中にももう少しインバウンド対策を踏み込んで、これは観光とも絡むと思いますけれども、より具体的なインバウンド対策を展開できるようなことがほしいというような意味合いとして理解いたしました。

これは今日、改めて御定義いただいた少子高齢化、あるいは農村過疎振興、人口減少、こういうもろもろのものと全てリンクする課題だろうと思うのです。資料を見ますと交流人口というようなところの拡充については、これは政策目標ということになっておりますし、その交流の中に、別に都会から学生が来るだけではなくて、より実質的と言いますか、経済効果という点を含めて考えるならば、積極的なインバウンド対策というようなところの内実を盛り込んでいきたいということで、今回は間に合わないかもしれませんが、研究していただけたらと思います。

私から申し上げるのもおかしいのですが、この間、今日紹介がありました「銀座 NAGANO」のオープンが10月26日ということでちょっとのぞいて来たんですけども、そこでの印

象を1つ、2つ紹介させていただきます。

1つは位置、銀座でとてもロケーションのいい所で、本当に銀座4丁目のすぐ近く、歩いて50メートルぐらいの所ですから、日本の方も来られますけれども海外の方もぞくぞく来られる場所じゃないかと思えます。それで、ショップとはいいながら1階のカウンター席でさっきのカットフルーツ、こういうものが試食できるようにプレゼンテーションというか常設のショップ形式のお店になっていたり、それから、従ってカットフルーツだけではなくて、いろいろ新鮮な果物、恐らくここから直送したのだらうと思うのですが、それがたくさん並べられていまして、ちょうど今旬ですから、りんごはすごくいい香りがして、信州産をアピールするのに非常に役に立つのかな、と。過剰な期待を持っているかは別の話としてですね。びっくりしたのは、今さらこんなことを言っても大変申し訳ないのですが、お酒が、やはり宮坂さんだけではなくて、ずらっと県内のお酒が並んでいまして、非常にインパクトがありました。これは外国の方が喜ばれるかと。ブームの兆しありというふうに、デパートでもお酒売り場、日本酒売り場拡充ということですから、今の話ともつながるのですけれども、買われる方はどなただということを想定すると、やはりそういうインバウンドで来られる海外の方と言いますか、そこがより具体的なマーケティングの戦略設定というようなことをひとつ考えてもいいのかなと思っております。

いろいろ模索段階で、いろいろなところもあろうかと思えますけれども、1つはそういう情報発信拠点というものをぜひ活用するようなことを、こちらからも提案していただきたいと思います。

#### 【濱委員】

24日に伺ってきたのですけれども、一番先に入ったので全ての階を見させていただいて、中で銀座綿半さん、来年、イギリスのチェルシーフラワーショーに出るということで、そういう意味でも今、信州は園芸技術も素晴らしいものがありますし、特に白馬なんかでも海外の方が多いので、何かそういううまく交流ができると、素晴らしいガーデニングが信州にはあるのか、ということで、また大勢いらっしゃると思えます。

#### 【茂木会長】

あと、宮坂委員から和食の日の御指摘がありましたけれども、これはたまたま私、昨日、松代でお目にかかった方からいただいたのですが、長野県農村文化協会、和食をみんなで食べましょうという、学童さんも入って大きなイベントになっているということで、1つのチラシと、それから、伝統的な食文化を継承するのに具体的にどういう御飯を食べるのかというようなことを割とコンパクトにまとめたこういうチラシもありまして。ですから、地域の食生活、食文化を守る、あるいは次世代に継承していくということがそのまま地域の農業の即実需ということに結びついているということの事例として確認しました。これが、伺ったところ各地で広がっているという状況があるのです。ですから、去年のユネス

この和食の文化遺産登録というものが、非常に食を扱う人たちにとっては大きな機運になっているという、いわば時代のチャンスを逃さないようにということもあるかと思いますが。もしお差し支えなければ、その辺の動向等についてはどうでしょうか。消費者団体の方での何か取り組みみたいなものはあるのでしょうか。特段、和食をテーマにした取り組みというのは。

**【飯島委員】**

特にありませんが、むしろ、食生活改善の方ではそういうものを取り入れたり、伝統の日をすごく強調しています。

**【茂木会長】**

はい、ありがとうございます。この審議会そのものは、実は「農業農村振興計画」とよく略して言いますが、そうではなくて「食」なんです。「食と農業農村振興計画」で。私たちの食生活が全てを覆う前提としてありますので、そちらサイドへの発言が2回目の委員会の時には少なかったかなという印象もありまして。これらと連動する形で諸施策を進めていただきたいと思います。

大体、よろしいですか。他の方、いかがでしょうか。

**【小山委員】**

よろしいでしょうか。先ほど、県の事務局の方からカットフルーツの話が出たんですけれども、長野県は前にJAの関係で農村工業研究所等でカットの、りんごのカットがだいぶブームになっていろいろ研究されたように聞いておりましたが、その後なかなか現場に下りてこなかったという問題もございます。今、県外の状況を見ますと、カットフルーツが一番進んでいる先進県はやはり青森県だと思うのです。青森県産のカットが、東京にいろいろ会議やなんかに行ってみてお店を回ってみても、青森県産のカットフルーツのりんごがかなり店舗をにぎわしておりますので、相当お客さんも、お店の方に聞いてもお客さんの引き合いも多いということです。この流れはカット野菜にあるのだと思うし、今、カット野菜がブームになって、どこのコンビニエンスストアを見てもほとんどカット野菜が並んでいて、その売り場面積も相当のしておりますので、やはりそういうことになると、今後かなりカットフルーツというのは大きく伸びるんじゃないかと思います。県としてもカットフルーツに合う品目、特に最近は果肉の赤いりんごというのが話題になっておまして、われわれも生産現場で生産しております。やはり今まで果肉が白いりんごだったのですけれども、あれが赤くなりますと、本当にカットにすると素晴らしい見栄えになるのです。ですから、伸び代はたくさんあると思うのです。現在、生だけで食べる、食べると言いますが、あの大きいりんごをなかなか1つ、2つ食べるというわけにはいかないので。それから、やはり高齢化しているということもありますので、やはり同じ生で

も違う方向に転換をしていくことも大事ではないかということが1つ。

それから、やはり私ども、野菜関係を、耕作放棄地の関係で今取組んでいます。耕作放棄地がいっぱいあるのだけれども、そこに作る作物がなかなかいいものが見当たらないという中で、長野県下のいろんな業者が、たまねぎ、なす、かぼちゃ、そういう昔からある野菜をうんと欲してるんです。不足してるんです。ほとんどが県外から買っているわけです。だから、県内産のなす、たまねぎ、かぼちゃ、じゃがいも、にんじんなど、オリジナルのそういう野菜も作っていただければ、いくらも販路はあると言われていたわけです。我々も生産者として、なすとかぼちゃ、たまねぎの生産拡大をしようということで、今、取り組んでいるのですけれども、あまり技術的なレベルが高くなくても生産ができるというところまで、皆さん、技術はそんなに難しい技術ではないので、そういうところにも目配りをしていただいて、何か活性化策も講じていただいて。素晴らしい品目のところに補助金を出すのではなくて、そういう生産にも光を当てていただければ、意外に簡単な方法で耕作放棄地の解消も取り組んでいけるのではないかと。誰も昔からなすやじゃがいもやかぼちゃなんかは作っているわけですから、そういうことも1つお願いしたいところでございます。

それから、やはり今、りんごは三兄弟で県の皆様方にお力を入れていただいて産地化されて、りんごの生産者もこれからということで気合いが入っていた矢先ですけども、今年のリんごの価格がちょっとここにきていまいちはっきりしないという状況にある中で、やはり出た時のこの旬にみんな売ろうと思ってもそれは無理なのです。だから、これを「長野県は早出しの産地だ」というイメージから、たくさんあった冷蔵庫なんかをみんなつぶしてしまい、全部出した時に全て売る、という形に何十年か前に方向転換して、ほとんどの冷蔵庫が各産地にあったけれども、みんなつぶしちゃった、という経過があります。しかし、やはり今のような素晴らしいりんごを年間食べていただけることが非常に大事だと思うし、商売の上でも一番それが大事だと思うので、一部の産地が、青森県の冷蔵庫を使って貯蔵をして、また長野県に持ち帰ってそれを出荷するという形をとるんじゃなくて、やはり県内にもそういう長期販売できるような対応をとっていただければ、非常に有利販売になるんじゃないかと。特に今年は、来年長野の善光寺の御開帳ということもあって、何としても来年の御開帳の時にバリバリしたりんごを食べよう、食べていただくということで、盛んにいろんな貯蔵をしております。私たちの産地も戸隠に持って行って、戸隠の雪の中に埋めて出そうというような計画もやっているのですけれども、そういうことも含めて、やはり長期販売するような体制を長野県内に早急に作っていただくということも、この安定生産というか、大事じゃないかという感じがするので。そんなことをりんごの消費拡大と野菜の関係の生産拡大。それから学校給食の地産地消の面でも、じゃがいも、たまねぎ等は足りないのです。ほとんど県外から入っているのです。だからそれをやはり地場でもって作っていただくという運動をやることも非常に大事じゃないかなと思いますので、ぜひそういう面で今まで日の当らなかった品目にも光を当てていただければいいな

あとという感じがいたしますが、また御検討ください。お願いします。

**【茂木会長】**

はい、ありがとうございます。他の方はいいでしょうか。

**【桃井委員】**

すみません。1点、お願いいたします。農地の集積、集約化についてですが、今回、達成指標の見直し等を行っておりますが、今、私ちょっと戸別訪問をしていて、りんご農家の方に言われたのですが、畑がAとBがある。このAとBの畑も20キロぐらい離れていて、Bの方が今年ひょうに遭って全滅したと。でもAがあったからまだどうにかなったという農家があります。中南信も多分そうだと思うのですが、その時にこうやって集約化していると、今、何が起こるか分からない時代、天候です。集約化したことによって収入がゼロになってしまう可能性が出てくると思うのですが、その点について見直しということなので、ちょっとリスクが大きいんじゃないかと。県は国と一緒に集約化を進めていく。県としてはその場合、災害に遭った場合、収入がゼロになった場合の補償ということをお考えの上で指標を上げたのかどうかの1点だけ、お願いいたします。

**【農村振興課長 上杉】**

気象災害、例えば降ひょうなどに対しては1箇所に集めると非常に危険ではないかと。そのとおりでと思います。今回の集積・集約化は地域において行います。その地域の中で例えば標高とか沢すじとか、その中で水田をイメージすると1箇所に集まれば作業が効率的ということもあるかもしれませんが、他の作物は、例えば野菜で申しますと出荷時期を変えるために少し標高差があった方がいいとか、そういうこともございます。産地として集約化を進めるということで、個々には10枚ぐらいの畑を5枚ぐらいにまとめていくというようなことはあるかもしれませんが、それは自分の経営の中でそういうリスクを回避できるように、あるいは品目を少し変えるとか、そういう対応を行いながら集約をするというように理解していただくと分かりやすいと思います。

**【桃井委員】**

すみません、分かりました。ただ、長野県は中山間地ということであって、大体地元の近くに田んぼがポンポンと飛んでいる可能性がありますね。全部その人の土地だった場合、という可能性も出てきますね、いくらそう説明されても。その点も考えて、気象というのはもうちょっと真剣にというか、いろんなことを考えて、あまりにも推進して「県はどうするんだよ」と言われたいような指標にしていだきたいと思います。

**【下沢委員】**

先ほど来、武田委員さん、小山委員さんの方からのものに関係するのですが、私は流通体系そのものを少し考えてもらった方がいいんじゃないかなと思って、今後の課題として取り組んでもらいたいと思うんですけども。

先ほどの、特に春日委員さんの「100円を150円にしたらどうか」と。りんごの輸出の価格ですね。これは非常によく言われる、私もよく言われる話です。実際に香港、あるいは台湾などに行って販売しているものを見ても、青森と長野の違いは、一番は長野県のは生というかフレッシュで新しく、しかもおいしいので1個500円、2個1,000円で売ってるわけです。青森県のは小さくて、冷蔵品なのではないでしょうか、その関係があって2個200円ぐらいで売ってるわけです。結局、購買者の層が違うので、それぞれの形の中で売れているということですが、ただ、長野県の場合、それだけのものが向こうで売れていても、先ほどのように出は100円なわけです。だから、ここを150円で売するためには、間違いなく流通体系を改善する以外には、私は方法がないと思うんですね。

さらに先ほど、「いいもので出してるはずだ」というような話がありましたけれども、実は、横浜の税関の所でかんぴょうみたいになってるりんごのことについてクレームがあったケースが以前あり、それで台湾に送れなかったということがありました。そうやって考えて見ると、やはりある程度の品質を保つような、そして期間が短くて出せるようなシステムを作っていないと、なかなか難しいのではないかなというふうに思っています。

それから、それと同時に青森の販売体制で青森が有利だということであれば、確かに小山委員がおっしゃるように冷蔵技術のこと、あるいは長期販売体制のことを考えてやらなければならないと思います。話は違いますが、仮にラーメンというものを海外で食べた人が、日本に来てそのラーメンの売っているお店に行きたい。例えば、中国人もそうなのだそうです。それと同じように、「向こうで食べておいしいものを、ここに来て食べるからもっとおいしい」というふうに感じるの、どうも観光、先ほど先生の言われるようなインバウンドのことじゃないかと思しますので、それも併せて考えていただければ大変ありがたいなと。今後の課題だと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### 【茂木会長】

ありがとうございます。多方面からいろいろと御意見を頂戴しました。基本的には今回の改訂案の中でかなり埋め込まれているものもあると思います。それから、特に食の話とインバウンドについては、これまでの検討内容としてはやや薄いというところは否めないと思いますので、そういう中期戦略といいますか、そういうことを意識して次回以降の課題にしていただけたらと思います。

少し議事を諮らせていただきまして、一応今回は改訂案ということで、事務局から資料2をお示しいただいておりますけれども、第2期の長野県食と農業農村振興計画、これを一部、今回改訂案という内容に修正していくということで、今日はこれの確認をしないとイケないということになっておりますので、ひとまずこちらの改訂案について、これまで



の議論を含めて御了承いただけるだろうか、ということでもありますけれども、いかがでしょうか。武田委員からどうぞ。

**【武田委員】**

私の方から、今年の農村の中で一番はお米の大暴落ということで、今書いてある中に入る前にちょっと情勢というのですか、お話ししていきたいと思います。

今年の米価は大体 10 ヘクタール当たり、私たちの仲間、要するに経営者協会の中のいろいろな、ごく一部だとは思いますが、大体 10 ヘクタールを耕作していれば 300 万の収入が減ったなど。だから 10 アール当たり 30 万円が収入として減ってしまったと。この今の 1 万円を割った価格で再生産ができるかと言うと、ギリギリじゃないか、というのが現状のことだと思います。

それで、米の販売というのは、100 あったとするうち 6 割が業務用ということですから、要するに量販店さんの主導型で価格が形成されるようになってきていると。ですから、今後、安くなったからたくさん食べるということはありません。少子化問題も含めて、そうしたら味がいいからどんどん買うか、ということも考えにくいということで、低コストにしていかななくちゃいけないということはあるんですけど、その低コストにするには面積拡大すればいいかと言ったら、もう大きな方はちょっと施設投資、中間管理機構で土地を集約しろと言われても、ちょっと二の足を踏むような状況になってきているのが今の米価ではないかと考えているわけです。その中で 1 つ、今日「風さやか」も出ているんですけど、経営側として考えることは「味はほどほど、でも多収でカバーできないかな」と。もう、味で勝負だ、やはりこうだと言えば、新潟県産のコシヒカリとか先に売れて、味の方は勝負にならないということはないのですけれども、量的に、要するに 1 反分当たりの収量を上げてこないで低コスト化ができない、というふうに思います。それともう一つ、さっきから出ていますように日本のマーケットの中でもう飽和状態なら、やはり輸出じゃないか。輸出しないとこのことは戻れないかなと。アジア地域はどうしても、さっきの食品の基準というのですか、いろいろ厳しいと言われていています。ですから、そっちの方向で中国へ輸出したとしても、原発の問題やいろいろな食品に対する規制が多いということになれば、やはりアメリカなりそちらの方にも、東南アジアから目を向けるのを少し角度を変えてもらわなくちゃいけないと思います。

もう一つには、ある一定規模の認定農家なり、5 ヘクタール以上の人たちに対して日本型の直接払というのですか、要するにヨーロッパがやっているように、ある程度補助金で、そこそこの規模を拡大しているところは再生産できて、経営が維持できるようにしていくシステムづくりを考えていただきたい。そうすることによって、今言われている 6 次化というのですか、1 次かける 2 次かける 3 次の 1 次がゼロになれば、もう何もないということですから。大豆がない、米がない、再生産できないという農村地帯では人も定住化できないということですから。そこらへんも考えて、どこに補助というのですか、焦点をあてて再生産できる地域をつくっていくかということが、一つこれから問われることじゃないかと

考えていますので、よろしくお願いいたします。

**【茂木会長】**

ありがとうございます。秦委員、はい。

**【秦委員】**

すみません、1点だけお願いいたします。農地の利用集積の関係でございますけれども、前回の資料の中で農地中間管理機構の業務というのがございまして、この中に「必要な場合に基盤整備等の条件整備を行い」ということで、これが農地中間管理機構の業務の一部ということになっておりますけれども、今回の農地の利用集積による規模拡大の促進、これによりまして農地集積を進めていくということですが、「農地中間管理事業等により」という、この「等」の部分に全て基盤関係が含まれているのかどうかということをお聞きしたいのです。というのは、国の方でも非常に農地中間管理事業との連携という中で、公共事業の中でも大区画化等の条件整備、基盤整備を行っていくということで、大きな金額も概算要求しているということがございまして、この中に1行と言いますか、1項目「基盤」という言葉を必要に応じて付け加えていただきたいというのが私の希望でございます。ぜひ、御検討をよろしくお願いいたします。

**【茂木会長】**

これは質問という形ですか？今後の検討ということでよろしいですか？はい。これからの検討でいいということでございます。

改訂案に関連していろいろと御意見を頂戴いたしました。とりあえず議事を諮らせていただきたいと思いますけれども、議論はまだこの後もありますので今回、この事務局から今期改訂案という形で御提示していただいているこの改訂案そのものについて、御了承いただけるかどうかということで皆様の御意向を伺いたいと思います。よろしいでしょうか。

**【中村農政部長】**

すみません。

**【茂木会長】**

はい、どうぞ。

**【中村農政部長】**

前回以降の関係についてはそれぞれ説明をさせていただきます。追加的な施策への反映という意味でご意見を伺ったところが大変多くありました。これは既に来年度以降の具体的な施策検討を少し始めているわけでございますが、そうした施策の具体的なものの中

で反映させていただきたいと思っております。

春日委員、宮坂委員から出た酒米の関係については、かなり武田委員の水田農業政策の方と関係する部分でございますけれども、全国的、世界的にもニーズがあるという御指摘の中で、米施策をうまく進めていく上でも必要かつ重要なファクターになろうかというご意見がございましたので、ここは少し本文中に、突然ではございますけれども追記をさせていただくことを、ここで御提案させていただきたいと思えます。

本文をお持ちであれば、51 ページのあたりを御覧いただきますと、ここに緑の帯の中に②といたしまして「信州農畜産物の生産を支える農地、水、技術」という項目がございまして、めくっていただきますと、ずっとこの流れがありまして、54 ページにその流れが続いております。ここに②といたしまして「技術の開発と普及」という所があって、その下に白丸で「オリジナル品種の育成と知的財産の保護・活用」という部分がございます。現在の長野県の試験場内におきます酒米の検討水準は優良系統が少し定まってきた、実証という状況にありますので、御指摘のありました方向性につきましては、この「オリジナル品種の育成と知的財産の保護・活用」という項目に丸ポツを1つ増やしまして、酒米について需要を見据えて、しかも日本酒というニーズがさらに世界的にもあるということを踏まえつつ、嗜好に合った、そしてまた実需の皆さんにもお使いいただける品種の育成を加速します、という意味合いの言葉で表記をさせていただきたいと思っております。なお、これが本日最後の予定でございますので、表記については私どもと会長に御一任をいただいて、というふうにしていただければ大変ありがたい、というふうに御提案申し上げるところでございます。会長、よろしく願いいたします。

#### 【茂木会長】

ということで、改訂案のさらに修正案というか補足案を事務局から頂戴いたしました。それらを含めて、もう一度確認したいと思えますけれども、細部の表現等については文面になっていない所がございますし、それからまた、これからパブリックコメントを求めてその意見も、場合によっては反映させられるものは反映するというような状況と言いますか、手続きもございますので。その点も含めて、そこは事務局と私に御一任いただきたいということでございます。

併せて御了解いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、改訂案は今の補足案を含めて御了承いただけたということで確認させていただきました。

議事がまだもう1つあります。(3)「地域別の発展方向の改訂案」が残っておりますので、こちらを事務局の説明をお願いします。

#### (3)「地域別の発展方向」の改訂案について

##### 【農業政策課企画幹 伊藤】

では、お手元の資料5を御覧いただきたいと思います。審議会の関係の地区部会ということで、それぞれ10地区に地区部会があるわけですが、それぞれの部会ごとに地域別の発展方向を策定することとなっております。今回、県計画本体が見直されますことに合わせて、それぞれの地域の地区部会におきまして必要な部分の見直しを行った旨、報告をいただいているものでございます。

例えば1ページを御覧いただきますと、佐久地域の発展方向というところで、変更になっている部分は、真ん中の網かけをしています達成指標の所の「多面的機能支払」という言葉を入れ替えた部分。それから目標を上方修正している部分。下の推進方策の所につきまして3つ目の「集落の農地や農業水利施設等の維持管理に係る」という言葉の入れ替えをしてある部分の見直しでございます。

以下、それぞれの地区におきましても今回の県計画に沿った部分の文字の修正、あるいは数字の上方修正という修正が加えられているところでございます。

これらの修正につきましては、県計画との整合がとられておりますことを確認しているところでございますので、それ以外の部分につきましては御確認をいただければ幸いです。

#### 【茂木会長】

はい、ありがとうございました。振興計画本体の第6章になりますか。こちらが地区別への具体的な展開ということで、今御議論いただいた県全体の内容に即して、各地区ごとの対応についてもそれぞれ、上方修正、あとは個別的な追加的な記述が入るということでございます。これは今の説明、ちょっとはしよりますけれども、地区の実情を踏まえて既に改訂案に基づいて対応させているということでございますので、ここでは質疑は省略して、本内容について、そういうことで改訂案に対応したものであるということでしたら承知したいということですが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは議題3、地区別発展方向の改訂案は了承されたということで確認させていただきます。

続きまして(4)でございますが、事務局の説明をお願いいたします。

#### (4) その他

#### 【農業政策課企画幹 伊藤】

それでは、今後の日程について申し上げます。お手元の次第が付いております資料の一番後ろのページをお開きいただきたいと思います。これまで6月の第1回審議会、8月の第2回審議会で御審議をいただき、本日第3回目の11月5日の審議会でございます。ただ今、改訂案につきまして委員の皆様の御了解をいただきましたので、今後は速やかにパブ

リックコメントということで、およそ1カ月になります。県民の皆様からの意見をお受けする手続きをとりたいと考えております。

それらに基づき、若干の修正があれば修正を加えた上で、改訂計画を最終的に公表してまいりたいと考えております。最終的には2月の県議会にこの内容につきまして報告をさせていただきます、最終的な成案とするという日程で進んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### 【茂木会長】

今後のスケジュールということで確認をいただきました。パブリックコメントにかけるということで、約1カ月、いろいろな御意見を各方面から募るということでございますが、どういう意見が出てくるか分かりませんので、仮に、微細な修正で済むようなことであれば事務局と私の方で対処してまいりたいと思っておりますので、その点、御了承いただきたいと思っております。仮に大きく見直しが必要だというような問題提起があった場合は、改めて委員の皆様方の御意見を頂戴するというところもあるかと思っております。その点も含めて御了承いただければと思っております。

では、その他はスケジュールですけれども、一応、こういう内容で2月の県議会に改訂計画を報告したいということでございます。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

後半、かけ足になってしましまして申し訳ございません。さらに御意見があれば、また事務局の方にお寄せいただきたいと思っております。委員の皆様、本日もご熱心に御討議、御審議いただきまして、大変ありがとうございました。一応時間がまいっておりますので、私が預らせていただきました議事については終了して、事務局にマイクをお渡ししたいと思っております。よろしく願いいたします。

## 4 その他

#### 【農業政策課企画幹 伊藤】

茂木会長、ありがとうございます。それでは最後に、1点だけお知らせを申し上げたいと思っております。お手元にカラーのパンフレットで「銀座 NAGANO」の関係のパンフレットを申し上げてございます。既に委員の皆様には「銀座 NAGANO」の開業につきまして御案内申し上げているところでございますが、先ほど来、お話がありますように10月26日に県の総合情報発信スペースといたしまして「銀座 NAGANO」が開業いたしました。

1枚目にごございますように、ちょうど地下鉄の銀座駅から徒歩1分ということで、非常に便利がいい所にあるわけでございます。1階にショップ、2階はイベントスペースとなっております、4階はコワーキングスペースということで交流、相談等を行うようなスペースとなっております。中ほどを開いていただきますと、11月のイベント情報というこ

とで、右側の方に載っております、武田委員の御地元でもあります北アルプスの関係、白馬、大町の関係がこの土曜日から開催されるわけでございます。委員の皆様にも大変お忙しいことかと存じますが、また足を運んでいただきまして、いろいろな機会でもPRを賜れば大変ありがたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これもちまして審議会の方を閉じたいと思っておりますが、最後に県の中村農政部長から御礼のごあいさつを申し上げます。

## 5 閉 会

### 【中村農政部長】

それでは一言、御礼のごあいさつを申し上げさせていただきたいと思っております。

茂木会長さんをはじめ各委員の皆様方には、大変御熱心な御審議を賜りまして誠にありがとうございました。ただ今、御了承いただきました改訂計画案につきましては、説明申し上げますようなスケジュールをもちまして、2月の定例会で報告するというので、成文としてそれぞれ周知を図りたいと思っております。

今後、改訂計画案に沿いまして市町村、そしてまた農業関係の機関、団体、また多くの農業者の皆様や消費者の皆様とともに、地域の実情に即した形で有効な施策を展開いたしまして、長野県の農業の発展を図ってまいりたいと考えております。それぞれ委員の皆様方におかれましても、引き続き格段のご理解とご協力を賜ればと思っております。

委員の皆様方には今年6月の第1回から大変お忙しい中を3回にわたりまして御出席いただき、御意見を賜ったところでございます。大変御熱心な御意見を賜りましたことに対しまして、改めて御礼を申し上げ、また、皆様方の今後の御健勝をお祈り申し上げて、ごあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

### 【農業政策課企画幹 伊藤】

以上をもちまして、長野県食と農業農村振興審議会を閉会させていただきたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。